# 理事会議事録

○○○○組合

招集年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(理事会招集手続きは、全員の同意があり省略する。)

開催の日時及び場所 令和〇〇年〇〇月〇〇日 午前(午後)〇〇時〇〇分

〇〇〇市〇〇〇……

理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

理 事 〇人 出席理事 〇人(本人出席 〇人、書面出席 〇人)

監事○人 出席監事○人(本人出席○人、書面出席○人)

出席監事 〇〇〇〇 〇〇〇〇

議 長 0000

### 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

定款の規定により理事長(氏 名)は議長に就任し議事に入る。(又は「理事の互選により(氏 名)は議長に選任され、議事に入る。」)

### 第 号議案 加入に関する件

議長は、(加入者名)からの令和○○年○○月○○日をもって、本組合への加入申込があったので、議場に諮ったところ、全員異議なく賛成、可決承認した。

### 第 号議案 事務所移転の件

議長は、事務所所在地を下記のとおり新住所に変更したい旨を述べ、議場に諮ったところ、全 員異議なく賛成、可決決定した。

- (1) 移転の場所 (組合の新住所)
- (2) 移転の時期 令和〇〇年〇〇月〇〇日

### 第 号議案 代表理事(副理事長、専務理事)選定の件

議長は、理事たる代表理事(氏 名)、副理事長(氏 名)、専務理事(氏 名)が令和 〇〇年〇〇月〇〇日(本日の通常総会終結時)をもって任期満了退任したのに伴い、代表理事(副 理事長・専務理事)の資格を喪失したことになったので、後任者を選定しなければならない旨を 述べ、全員協議の結果、次の代表理事(副理事長・専務理事)が選定され、その就任を承諾した。

代表理事 (氏 名)(住 所)

副理事長 (氏 名)

専務理事 (氏 名)

議長は、以上をもって議案の審議を終了した旨を告げ、午前(後)〇時〇分に閉会を宣す。 本理事会の議事の審議要領及びその結果を明確ならしめるため、本議事録を作成し、議長並び に出席理事及び監事は、次に記名押印す。

令和 年 月 日

議	長	(氏	名)	(印)
出席理	事	(氏	名)	印:
出席理	事	(氏	名)	印:
書面出席理事	事	(氏	名)	(印)
出席監	事	(氏	名)	(印)

(注) 書面により議決に参加した理事及び出席した監事も記名押印が義務付けられていることに注意すること。

各ページの余白部分に記名押印した者が捨印を押印すること。

2枚以上にわたる場合には記名押印した者が契印を押印すること。

記名押印の方法は、以下「理事会議事録の記名押印について」を参照すること。

通常の理事会議事録については、署名のみで差し支えないが、理事会決議によって代表理事を選定した際の議事録には、出席した理事は、署名ではなく記名押印としておくことが登記申請に際し便宜である。(監事が出席した場合も記名押印のこと。)これは、代表理事の就任による変更の登記(同一人の退任と就任が連続して行なわれる「重任」を含む。)の申請書には、議事録に押印した印鑑について、市区町村長の作成した印鑑証明書を添付しなければならないためである。(商業登記規則第61条第6項)。

### 3 理事会(みなし決議)議事録記載例

# 理事会議事録

○○○○組合

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 号議案 ×××の件

第 号議案 △△△の件

第 号議案 □□□に関する件

2 決議事項を提案した理事の氏名

理事長 ○○○○

- 3 理事会の決議があったものとみなされた日 令和○年○月○日 ※全役員の書面が届いて確認が取れた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名 理 事 ○○○○

令和〇〇年〇〇月〇〇日、理事長〇〇〇〇が理事の全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案し、令和〇〇年〇〇月〇〇日、理事の全員から書面により同意の意思表示を得た為、中小企業等協同組合法第36条の6第4項及び定款第48条第4項に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったこと及び理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、中小企業等協同組合法第36条及び同法施行規則第66条第4項第1号に基づき本議事録を作成する。

令和 年 月 日

理 事 (氏 名)

# 4 テレビ会議システム等による理事会議事録記載例

# 理事会議事録

○○○○組合

(理事会招集手続きは、全員の同意があり省略する。)

開催日時 令和○○年○月○日 午前(午後)○○時○○分

開催場所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 本組合事務所 会議室

○○市○○町○丁目○番地 株式会社○○ 会議室

○○市○○町○丁目○番地 ○○有限会社 会議室

:

理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法

理 事 〇人 出席理事 〇人(本人出席 〇人、書面出席 〇人)

監事 〇人 出席監事 〇人(本人出席 〇人、書面出席 〇人)

出席理事 本組合事務所 会議室 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

株式会社〇〇 会議室 〇〇〇〇

:

出席監事 ○○有限会社 会議室 ○○○○

. :

議 長 ○○○○

### 議事の経過の要領及び議案別議決の結果

上記開催場所において、テレビ会議システムを用いて、理事会を開催した。

上記開催場所おける理事の出席が確認され、定款の規定により理事長○○○○が議長に就任、本理事会はテレビ会議システムを用いて開催する旨宣言した。

本組合のテレビ会議システムは、出席者の音声と画像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが確認され、議案の審議に入った。

### 第 号議案 加入に関する件

議長は、(加入者名) からの令和〇〇年〇〇月〇〇日をもって、本組合への加入申込があったので、 諮ったところ、全員異議なく賛成、可決承認した。

### 第 号議案 〇〇〇〇

(以下略)

議長は、以上をもって議案の審議を終了した旨を告げ、午前(後)〇時〇分に閉会を宣す。 本理事会の議事の審議要領及びその結果を明確ならしめるため、本議事録を作成し、議長並びに 出席理事及び監事は、次に記名押印す。

出 席 理 事

令和 年 月 日

議 長 (氏 名)

(氏 名)

書面出席理事 (氏 名)

出席監事 (氏 名)

印:

### 5 理事会議事録の記名押印について

通常の理事会議事録については、署名のみで差し支えませんが、理事会決議によって 代表理事を選定した際の議事録には、出席した理事は、署名ではなく記名押印としてお くことが登記申請において必要となります。(代表理事選定の理事会に監事が出席した 場合も議事録に記名押印すること。)

商業登記規則 第61条第6項(関係条文を抜すい、一部読み替え)

代表理事の就任による変更の登記の申請書には、理事会の決議によって代表理事を選定した場合における出席した理事及び監事が理事会の議事録に押印した印鑑につき市区町村長の作成した証明書を添付しなければならない。ただし、当該印鑑と変更前の代表理事が登記所に提出している印鑑とが同一であるときは、この限りでない。

以下は、新たに選定された代表理事が議長に就任しているケースでの理事会議事録に 記名押印する印鑑について記載します。(「理事長印」と記載している印鑑は、代表者 印として法務局に登録されている印鑑として記載しています。)

### (1) 代表理事が再任された場合

A……新と旧の代表理事、B……理事

本理事会の議事の審議要領及びその結果を明確ならしめるため本議事録を作成し、議長及び出席理事は次に記名押印す。

令和 年 月 日

議 長 A

出席理事 B



(注) 登記申請における印鑑届書の提出は不要です。

### (2) 代表理事の変更があった場合

① 旧代表理事が理事に就任し、理事会に出席している場合

A……新代表理事、B……旧代表理事(理事)、C……理事

本理事会の議事の審議要領及びその結果を明確ならしめるため本議事録を作成し、議長及び出席理事は次に記名押印す。

令和 年 月 日

議 長 A

出席理事 B

出席理事 C

個印 理長 個印

(注) 登記申請における印鑑届書の提出が必要です。

② 旧代表理事が監事に就任し、理事会に出席している場合 A……新代表理事、B……旧代表理事(監事)、C……理事

本理事会の議事の審議要領及びその結果を明確ならしめるため本議事録を作成し、議長及び出席 理事並びに出席監事は次に記名押印す。

令和 年 月 日

議 長 Α

出席理事

C

出席監事

В



- (注) 登記申請における印鑑届書の提出が必要です。
  - ③ 旧代表理事が理事(監事)に就任しなかった場合(旧代表理事が理事(監事)に 就任したが、代表理事選定の理事会に出席していない場合も含む。)

A……新代表理事、B……理事

本理事会の議事の審議要領及びその結果を明確ならしめるため本議事録を作成し、議長及び出席 理事は次に記名押印す。

令和 年 月 日

議長

Α

出席理事

В

(注) 登記申請における印鑑届書の提出が必要です。

また、市区町村長が作成した出席理事全員の印鑑証明書の添付が必要です。

#### (参 考)

議事録の原本証明の方法

原本の写し(議事録記名(署名)人の印鑑が原本同様鮮明に写し出されていること。) の余白に次のように証明すること。(複数枚にわたる場合には契印を要する。)

この通常総会(理事会)議事録は、原本と相違ありません。 令和 年 月 日

(組 合 名)

代表理事

(代表理事氏名)



- (注) 原本の写しを作成し、原本と写しの両方を登記申請時に提出して原本の還付を請求した場合は、登記完了後に、 原本の還付を受けることができます。
- 2 行政庁等の認可書の原本証明の方法

鑑文書と変更等の内容がわかる部分をコピーし、余白に次のように証明すること。(複 数枚にわたる場合には契印を要する。)

この定款変更認可書(抜すいの場合には「抜すい」の旨を記載すること。)は、原 本と相違ありません。

令和 年 月 日

(組 合 名)

代表理事 (代表理事氏名)



(注) 原本の写しを作成し、原本と写しの両方を登記申請時に提出して原本の還付を請求した場合は、登記完了後に、 原本の還付を受けることができます。

## 3 現行定款の証明の方法

定款の余白に次のように証明すること。(複数枚にわたる場合には契印を要する。)

現行の定款であることを証明する。

令和 年 月 日

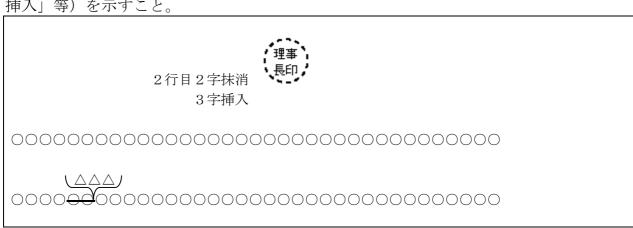
(組 合 名)

代表理事 (代表理事氏名)



### 4 捨印による字句の修正の方法

捨印がある書類の字句を修正する場合には、抹消字句を二重線で消し、その行の余白に挿入字句を記入するとともに、上部余白(捨印の横)に訂正内容(「○字抹消、○字挿入」等)を示すこと。



(注) 修正箇所(抹消・挿入字句等)に修正印を押印する場合には、「〇行目〇字抹消、〇字挿入」の記載は不要です。